

## 「NHKインターネット活用業務実施基準（素案）」からの修正点

※ 網掛け部分は、修正しないが参考のため記載したものの

| 素案   | 修正後（認可申請案）  |
|--|---|
| <p>（業務実施にあたっての基本原則）</p> <p><b>第4条</b> 〔略〕</p> <p>2 インターネット活用業務の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないとされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、法第20条第10項各号に定めるこの基準の<u>認可要件を踏まえて適切な実施に努めるものとする。</u></p>   | <p>（業務実施にあたっての基本原則）</p> <p><b>第4条</b> 〔略〕</p> <p>2 インターネット活用業務の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないとされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、法第20条第10項各号に定めるこの基準の<u>認可要件に従って適切に実施する。</u></p>  |
| <p>（放送法上の努力義務に係る取り組み）</p> <p><b>第10条</b> 〔略〕</p> <p>2 前項に係る取り組みを積極的に進めることとし、地方向け放送番組の早期提供に向けた拠点放送局【注2】における設備整備、他の放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等、その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務に係るものの実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度の実施計画において<u>実施予定額およびその根拠を明示する。</u></p> <p>4 <u>第2項の業務の内容および前項の実施予定額を定めるにあたっては、法の趣旨を踏まえつつ費用</u></p> | <p>（放送法上の努力義務に係る取り組み）</p> <p><b>第10条</b> 〔略〕</p> <p>2 前項に係る取り組みを積極的に進めることとし、地方向け放送番組の早期提供に向けた拠点放送局【注2】における設備整備、他の放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等、その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務に係るもの（<u>本項および次項において「対象業務」という。</u>）の実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度の実施計画において<u>対象業務の内容および実施予定額を</u>明示する。</p> <p>4 <u>前項の対象業務の内容および実施予定額を定め</u>るにあたっては、法の趣旨を踏まえつつ費用の効</p> |

| 素案  | 修正後（認可申請案）  |
|---|---|
| <p>の効率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は28億円以下とする。</p>  | <p>率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は28億円以下とする。</p>  |
| <p>（ユニバーサル・サービスへの取り組み）</p> <p><b>第11条</b> 〔略〕</p> <p>2 前項に係る取り組みとして、提供情報の自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサル・サービスに係る情報のインターネットを通じた提供を行うこととし、その具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務としてインターネットのみで提供する情報に係るものの実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度の実施計画において<u>実施予定額</u>を明示する。</p> <p>4 <u>第2項の業務の内容および前項の実施予定額</u>を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は7億円以下とする。</p> | <p>（ユニバーサル・サービスへの取り組み）</p> <p><b>第11条</b> 〔略〕</p> <p>2 前項に係る取り組みとして、提供情報の自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサル・サービスに係る情報のインターネットを通じた提供を行うこととし、その具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務としてインターネットのみで提供する情報に係るもの（<u>本項および次項において「対象業務」という。</u>）の実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度の実施計画において<u>対象業務の内容および実施予定額</u>を明示する。</p> <p>4 <u>前項の対象業務の内容および実施予定額</u>を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は7億円以下とする。</p> |
| <p>（国際インターネット活用業務への取り組み）</p> <p><b>第12条</b> 〔略〕</p> <p>2 前項に係る具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務に係るものの実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度の実施計画において<u>実施予定額</u>を明示する。</p> <p>4 <u>第2項の業務の内容および前項の実施予定額</u>を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ</p>   | <p>（国際インターネット活用業務への取り組み）</p> <p><b>第12条</b> 〔略〕</p> <p>2 前項に係る具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務に係るもの（<u>本項および次項において「対象業務」という。</u>）の実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度の実施計画において<u>対象業務の内容および実施予定額</u>を明示する。</p> <p>4 <u>前項の対象業務の内容および実施予定額</u>を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用</p>   |

| 素案   | 修正後（認可申請案）   |
|--|--|
| <p>費用の効率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は35億円以下とする。</p>   | <p>の効率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は35億円以下とする。</p>   |
| <p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第15条</b> 〔略〕</p> <p>2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務（以下総称して「地上テレビ常時同時配信等業務」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスの利用申込みを促進するため、臨時かつ一時的に、第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うとともに、地上テレビ見逃し番組配信を広く一般に利用可能とする措置を講ずることがある。当該措置は一回あたり24時間以内に限るものとし、その回数は<u>一か月に1回</u>を限度とする。</p> | <p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第15条</b> 〔略〕</p> <p>2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務（以下総称して「地上テレビ常時同時配信等業務」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスの利用申込みを促進するため、臨時かつ一時的に、第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うとともに、地上テレビ見逃し番組配信を広く一般に利用可能とする措置を講ずることがある。当該措置は一回あたり24時間以内に限るものとし、その回数は<u>年に2回</u>を限度とする。</p> |
| <p>（業務実施に要する費用）</p> <p><b>第17条</b> 実施に要する費用については、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする。</p> <p>2 前項の費用については、抑制的な管理に努めるとともに、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</p> <p>3・4 〔略〕</p>   | <p>（業務実施に要する費用）</p> <p><b>第17条</b> 実施に要する費用については、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする。</p> <p>2 前項の費用については、<u>実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から検討し</u>、抑制的な管理に努めるとともに、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</p> <p>3・4 〔略〕</p>  |
| <p>（利用規約の作成等）</p> <p><b>第20条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>  | <p>（利用規約の作成等）</p> <p><b>第20条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>  |

| 素案  | 修正後（認可申請案）  |
|---|---|
| <p>3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または非特定視聴履歴〔カッコ内略〕を含む視聴関連情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。</p> <p>一 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること</p> <p>二 協会は、利用者に関する個人情報等を<u>次条に</u>定めるところにより適切に取り扱うこと</p> | <p>3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または非特定視聴履歴〔カッコ内略〕を含む視聴関連情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。</p> <p>一 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること</p> <p>二 協会は、利用者に関する個人情報等を<u>第36条に</u>定めるところにより適切に取り扱うこと</p> |
| <p>（利用規約の作成等）</p> <p><b>第25条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。</p> <p>一～六 〔略〕</p> <p>七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「<u>NHK個人情報保護方針</u>」および「<u>NHK個人情報保護規程</u>」に則り適切に取り扱うものとする</p> <p>八～十一 〔略〕</p>        | <p>（利用規約の作成等）</p> <p><b>第25条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。</p> <p>一～六 〔略〕</p> <p>七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「<u>NHK個人情報保護方針</u>」、「<u>NHK個人情報保護規程</u>」等に則り適切に取り扱うものとする</p> <p>八～十一 〔略〕</p>           |
| <p>（業務実施に要する費用）</p> <p><b>第32条</b> 実施に要する費用は、<u>年額1億円程度</u>を上限とする。</p>  | <p>（業務実施に要する費用）</p> <p><b>第32条</b> 実施に要する費用は、<u>年額1億円</u>を上限とする。</p>  |
| <p>（競合事業者等からの意見・苦情等への対応）</p> <p><b>第39条</b> インターネット活用業務に関してこれと同種のサービスを行う事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応する。</p> <p>2 前項の意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、<u>協会業務として</u></p>   | <p>（競合事業者等からの意見・苦情等への対応）</p> <p><b>第39条</b> インターネット活用業務に関してこれと同種のサービスを行う事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応する。</p> <p>2 前項の意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、<u>公共放送の業務</u></p>   |

| 素案  | 修正後（認可申請案）  |
|---|---|
| <p>の適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる。</p> <p>3 前項の検討結果および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>   | <p>としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる。</p> <p>3 第1項の意見・苦情等の受付方法ならびに前項の検討にあたっての考え方、検討の結果および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>  |
| <p>（利用者からの意見・苦情等への対応）</p> <p><b>第40条</b> 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>2 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。</p> <p>3 〔略〕</p> | <p>（利用者からの意見・苦情等への対応）</p> <p><b>第40条</b> 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>2 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。</p> <p>3 前二項の意見・苦情等の内容については、第7条の実施計画の策定ならびに第8条第1項ならびに第2項の評価および業務の改善を図るための措置の実施にあたって適切に考慮するとともに、第9条第2項の見解を求める際に審査・評価委員会に概要を報告する。</p> <p>4 〔略〕</p> |
| <p><b>附 則</b></p>   | <p><b>附 則</b></p>   |
| <p>（施行期日等）</p> <p><b>第1条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 2号有料業務に係るサービスに関する旧基準第3部1③の「見逃し番組サービス」および「過去</p>  | <p>（施行期日等）</p> <p><b>第1条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 2号有料業務に係るサービスに関する旧基準第3部1③の「見逃し番組サービス」および「過去</p>  |

| 素案   | 修正後（認可申請案）   |
|--|--|
| <p>番組サービス」の別については、<u>第13条第1号ア(ア)および(イ)の放送中番組の提供を開始するまでの間</u>、なお従前の例による。</p>  | <p>番組サービス」の別については、<u>第13条第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供を開始するまでの間</u>、なお従前の例による。</p>  |
| <p>（オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み）</p> <p><b>第3条</b> 令和2年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会（以下「大会」という。）にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者の期待に応えるため、契約により確保した権利を<u>最大限に活用</u>してインターネット活用業務を実施する。</p> <p>2 前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、令和2年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち専用ウェブサイト・アプリケーション等を通じた大会に関する情報の提供に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、令和2年度の実施計画において実施予定額を明示する。なお、第10条第3項、第11条第3項および第12条第3項に該当する情報の提供に要する費用の取り扱いについては、各規定に定めるところによる。</p> <p>4 <u>第2項の業務の内容および前項の実施予定額</u>を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、令和2年度の実施予定額は20億円以下とする。</p> <p>5・6 〔略〕</p> | <p>（オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み）</p> <p><b>第3条</b> 令和2年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会（以下「大会」という。）にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者の期待に応えるため、<u>他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ</u>、契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する。</p> <p>2 前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、令和2年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち専用ウェブサイト・アプリケーション等を通じた大会に関する情報の提供（<u>本項および次項において「対象業務」という。</u>）に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、令和2年度の実施計画において<u>対象業務の内容および実施予定額</u>を明示する。なお、第10条第3項、第11条第3項および第12条第3項に該当する情報の提供に要する費用の取り扱いについては、各規定に定めるところによる。</p> <p>4 <u>前項の対象業務の内容および実施予定額</u>を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、令和2年度の実施予定額は20億円以下とする。</p> <p>5・6 〔略〕</p> |